

訪問介護サービス重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日 現在

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所番号	1370806083
事業所名	株式会社 カインドケア
所在地	東京都江東区大島7-15-5-606号
サービスの種類	訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業
サービス提供地域	江東区 江戸川区

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理 者	介護福祉士	1名			1名
サービス提供責任者	介護福祉士、実務者研修修了者	5名			5名
事務 職員		1名		事務	1名
従業者	介護福祉士		1名	介護職	1名
	実務者研修又は初任者研修修了	1名		介護職	1名
	養成講習1~2級		1名	介護職	1名

※令和6年4月1日時点

(3) 運営方針

介護保険法の精神に基づき、利用者的人格と自主性を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることを事業の基本方針としています。

(4) サービス提供責任者

サービス提供責任者氏名

(5) サービスの提供時間帯

月曜日～金曜日 8:30～17:30 (その他時間外ご相談下さい)

電話等により24時間連絡可能な体制で、サービスの提供は原則365日24時間行います。

(6) 原則として営業しない日

日曜日・祝日・年末年始の12月30日～1月3日 ※(ご希望・必要時はご相談下さい)

2. サービス内容

別紙訪問介護計画書に定めます。

3. 利用料金

(1) 利用料

①介護保険のサービス利用料の個人負担は、介護保険で定められた料金表【契約書別紙】のサービス区分に該当する料金の1割又は2割又は3割です。(契約書 第7条-1)

②介護保険給付の範囲を超えてサービス利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

③早朝(午前6時～午前8時)及び、夜間(午後6時～午後10時)は料金表に25%を加算した料金となり、深夜(午後10時～午前6時)は料金表に50%を加算した料金となります。

④居宅サービス計画(ケアプラン)に定められて2人でサービスを提供した場合は、2人分の料金となります。

⑤基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 交通費

前記1の(1)の地域へのサービスの提供に係る訪問のための交通費は無料です。それ以外の地域へのサービスを利用の方は、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をお支払いいただく場合があります。

(3) キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は下記の料金をいただきます。至急ご連絡下さい。
(連絡先: 03-6802-9527)※2人対応の場合は派遣人数分のキャンセル料が必要になります。

①ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1500円

*ご請求の際は、消費税をご負担いただきます。

(4) その他の料金

利用者のお住まいでのサービスを提供するために必要な、電気、ガス、水道、電話等の費用、並びに、通院介助等に係る従業者の交通費は、利用者のご負担になります。

(5) 支払方法

毎月16日頃までに前月分の請求をいたしますので、次の3つのいずれかの方法により、月末までにお支払いください。利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引落し	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。※振込手数料は利用者負担となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができません。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供(大掃除、庭掃除など)
- ④他の家族の方に対する食事の準備
- ⑤その他サービスの趣旨・目的からして行うべきではないと判断される業務

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 自然災害(台風、大雨、洪水等)や交通災害(道路の破損、工事等)が生じた場合、やむを得ず訪問に伺えない場合があります。連絡は可能な限り行いますが状況により困難な場合もございますので予めご了承ください。

(5) ハラスメント行為により健全な信頼関係を築くことが困難と判断した場合は、サービスの中止や契約を解除させていただくこともあります。
本説明書におけるハラスメントとは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与える行為(性的・暴力的・理不尽な言動を行う)の事です。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、予め利用者が当社に届けた手順に従い救急隊、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。※ 別紙緊急連絡表

6. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者が居住する区、利用者ご家族、指定居宅介護支援事業所に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。

7. サービス内容に関する相談・苦情窓口

- ①当社お客様相談・苦情窓口

(株)カインドケア 船田 聖子 電話 : 03-6802-9527

担当者が不在の場合: 一般職員が受付け 電話 : 03-6802-9527

- ②その他 (当社以外に、利用者が住居する区の介護保険課窓口にご相談ください)
- ・江東区 介護保険課在宅支援係介護サービス利用相談
3647-9099 (9:00~17:00) 月~金 祝日 12/29~1/3休
 - ・江戸川区 介護保険課相談係
5662-0061 (9:00~17:00) 月~金 祝日 12/29~1/3休
 - ・東京都 国民健康保険団体連合会
6238-0177 (9:00~17:00) 月~金 祝日休

8. 虐待防止の為の措置に関する事項

虐待は高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置(指針の整備・責任者の設置・対策委員会や研修会を定期的に開催し結果を周知徹底)を講じます。

①虐待防止に関する責任者

(株)カインドケア 船田 聖子 電話 : 03-6802-9527

②その他(当社以外にお近くの長寿サポートセンター等にご相談ください)

- ・江東区地域ケア推進課権利擁護係(3階7番窓口)
所在地: 〒135-8383 江東区東陽4-11-28
電話: 03-3647-4324 FAX : 03-3647-3165 受付時間: 平日9時~17時
- ・江戸川区介護保険課権利擁護係
所在地: 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話: 03-5662-9011 FAX : 03-5663-5172 受付時間: 平日9時~17時
- ・東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 在宅支援担当
所在地: 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話: 03-5320-4271 FAX : 03-5388-1395 受付時間: 平日9時~17時

9. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置(指針の整備・責任者の設置・対策委員会や研修会を定期的に開催し結果を周知徹底)を講じます。

10. 業務継続計画

感染症や非常災害が発生した場合もご利用者への介護サービスを断続的に提供するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置(定期的な業務継続計画の見直しと変更・業務継続計画の周知とともに研修会を定期的に開催)を講じます。

11. 事業者の概要

名 称	株式会社 カインドケア
代 表 者	船 田 聖 子
所 在 地	東京都江東区大島7-15-5-606号
定款の主な事業目的	1. 訪問介護事業の経営
事 業 所	◎指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所

12. 第三者評価サービス実施状況

東京都福祉サービスおよび、その他機関による第三者評価は実施しておりません。